

「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」の改定について

2024年11月1日

お客さま各位

平素より西武信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。
さて、当金庫では、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」および「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」の施行と、2022年度(令和4年度)税制改正に伴う「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等に関する法定書類作成・提供事務」の開始により、金融機関が所轄税務署に「年末残高調書(データ)」を提出し、当該税務署が債務者に年末残高情報等を提供する新たな方式となることに伴い、2024年11月1日より、個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)を改定いたします。

>詳細は[こちら](#)をご覧ください。

記

1. 主な改定点

個人番号の利用目的に以下の4項目を追加しました。

- ①住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②災害時および相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務のため
- ③本人特定事項および個人番号の正確性の確保に関する事務のため
- ④公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務のため

2. 改定日

2024年11月1日 (運用開始日:2025年1月1日)

以上

